

新発田市ネーミングライツ事業に関するガイドライン

令和7年10月27日制定

1 趣旨

このガイドラインは、当市の公共施設等（以下「市有施設」という。）に対する愛称を決定する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入・運用を図るため、ネーミングライツ事業における対象施設、募集の方法、応募者の選定方法等に関する基本的な考え方を記載しています。

本ガイドラインのほか、新発田市広告掲載要綱（平成19年4月3日告示第84号）に従って、ネーミングライツ事業の手続を進めるものとします。

2 ネーミングライツ事業の目的と概要

- ネーミングライツ事業は、市と民間事業者等（以下「事業者等」という。）との契約により、市有施設に企業名や商品名等を冠した愛称を付与するネーミングライツを与える代わりに、対価（ネーミングライツ料）を得るものです。ネーミングライツ事業を通じて市と契約した事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）との協働により、市の新たな自主財源を確保し、市有施設の良好な運営とサービスの維持・向上を図ります。また、ネーミングライツ・パートナーに対する広告の機会を拡大し、認知度の向上と地域貢献・社会貢献の機会を提供します。
- ネーミングライツ料については、原則、対象施設の維持管理及び運用に関連する費用に充当します。
- ネーミングライツを得ることで、事業者等は下記の対応が可能となります。
 - ① 対象施設について、企業名、商品名等を冠した愛称を付すこと
 - ② 対象施設や敷地内外の看板等に愛称を表示し、又は新たに看板等を設置すること
 - ※ 施設への愛称の表示は、原状回復できる仕様のみ可能です。また、表示・設置する看板等のデザインや位置は、施設の所管課や関係機関との協議により決定します。
 - ③ ネーミングライツ・パートナーが管理する媒体（ホームページ、出版物等）において、ネーミングライツに関する内容を表示すること
 - ④ 対象施設等の魅力向上や地域貢献・地域活性化につながる付帯的な取組を実施すること
- ネーミングライツは施設の所有権、管理運営等には影響を与えないものとし、他者に譲渡・貸与することはできません。また、条例等で定める施設の名称は変更しません。

3 対象施設

（1）市が選定した施設について公募する場合【特定施設募集型】

次の要件を全て満たす市有施設のうち、施設の設置目的、規模、利用者数等を勘案して選定します（開設前の施設を含む。）。

- ① 不特定多数の者が利用し、広告効果が見込まれる施設
- ② 当該施設の設置目的から、利用者の増加又は施設の有効活用が期待できる施設

（２）不特定の市有施設に対する提案を募集する場合【提案募集型】

特定施設募集型によりネーミングライツ・パートナーを公募する施設及び以下の施設を除き、原則、全ての市有施設（※公園や道路等を含む。）を対象とします。なお、以下に該当する施設であっても、施設の一部（※建物のホール部分やラウンジ等）であれば、提案が可能な場合もあります。

【ネーミングライツの対象外とする施設】

- ① 庁舎、学校、幼稚園・保育園、消防・防災施設、文化財・史跡等の施設
- ② 人名が付されている施設
- ③ 公募により愛称を決定した施設
- ④ ネーミングライツを導入済又は導入予定の施設
- ⑤ その他、ネーミングライツの導入が適当でないと認められる施設

（３）指定管理者制度導入（予定）施設及び他の事業者等が影響を受ける施設

対象施設が指定管理者制度導入（予定）施設の場合や、ネーミングライツ導入に伴って影響を受ける事業者等（以下「関係事業者等」という。）がいる施設の場合は、指定管理者や関係事業者等の不利益とならないよう、次の点に留意します。

- ① 対象施設の指定管理者のうち、ネーミングライツ事業に応募の意思がある者については、優先交渉者として決定できるものとします。その場合のネーミングライツ料については、指定管理に係る管理経費とみなさないものとします。
- ② 一般の事業者等からネーミングライツの提案があった場合、市から当該施設の指定管理者や関係事業者等に対して事前に協議を行い、意見や要望等を聴取した上で、導入の可否を決定するものとします。
- ③ 指定管理者制度導入（予定）施設については施設の管理運営を指定管理者が行っているため、愛称の決定後、ネーミングライツ導入に際し必要な事項について、市、ネーミングライツ・パートナー及び指定管理者の３者で協議するものとします。

4 導入手続の流れ

詳細は別紙のとおりです。特定施設募集型、提案募集型のいずれの場合も、申請（提案）受付や事前相談の対応、書面審査、契約行為等の一連の事務は施設の所管課が実施します。また、ネーミングライツ事業に関する統括業務は財産管理課が行います。

なお、提案募集型における審査の過程で、市が改めてネーミングライツ・パートナーの募集を行うことで複数の応募が見込まれると判断した場合は、手続の途中で特定施設募集型に移行する場合があります。

5 ネーミングライツ料

- 他自治体における類似事例や施設の利用者数、メディアへの露出状況等を勘案し、施設ごとに決定します。
- ネーミングライツ料は年度払とし、市長が指定する期日までに市が発行する納入通知書により納付してください。なお、契約期間が市の会計年度（４月～３月）の途中から始まる場合又は途中で終わ

る場合における当該年度分の支払額は、契約年額を日割計算とした額とします。

- 提案募集型において、提案額が市の希望金額（※市が算定して適当とする金額）を下回る場合は、双方の協議により金額を定め、協定を締結します。なお、金銭の支払に代えて、清掃・除草等の役務提供等による提案も可能です。創意工夫による多様な提案を受け付けます。

6 契約期間

原則 3 年以上とし、対象施設及び設備の性格等に応じて設定します。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、その指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。

7 愛称付与の条件や禁止事項、愛称の使用

（１）愛称付与の条件

- ・施設のイメージを損なうことなく、親しみやすいもの。
- ・愛称に使用する文字数が多すぎず、また、分かりやすいもの。
- ・特定の地名や既存の呼称を含めることが望ましいと判断される施設については、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、市が希望する条件を設定できるものとします。

（例）札の辻ラウンジ：「●●札の辻ラウンジ」「札の辻●●ラウンジ」等

市民ギャラリー：「●●市民ギャラリー」「●●飯豊ラウンジ」等

（２）使用を禁止する愛称

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。
- ③ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの。
- ④ 政治、選挙活動及び宗教活動のもの。
- ⑤ 社会問題についての主義主張があるもの。
- ⑥ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの。
- ⑦ その他市長が適当ではないと認めるもの。

（３）愛称の使用

- ・市は、当該ネーミングライツ事業における契約期間中において、ネーミングライツによる愛称を市ホームページや広報しばた等の情報媒体において積極的に使用するとともに、関係機関へ周知して使用を促します。
- ・市民や施設利用者の混乱を低減するため、ネーミングライツ導入から当分の間、条例等で定める施設の名称を併記する等の措置を講ずる場合があります。また、契約期間内における愛称の変更は、原則不可とします。
- ・やむを得ない合理的な事情がある場合、市は条例等で定める施設の名称を使用できるものとします。
- ・対象施設で行われる行事内容によっては、当該行事の期間中、行事主催者が愛称を使用しないこと又は表示した愛称若しくは広告看板をマスキングすることがあります。

8 知的財産権

愛称に関する知的財産権は、ネーミングライツ・パートナーに帰属し、市が無償で使用することを認めるものとします。愛称の表示等について、第三者との間で問題等が生じた場合、市は一切の責任を負わないものとします。

9 ネーミングライツ・パートナーの要件

募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人・団体が応募できます。ただし、次のいずれかに該当する法人・団体又は個人は、ネーミングライツ事業に応募できません。

- ① 応募書類提出時点において、新発田市競争入札参加資格指名停止等措置要綱（平成19年4月5日告示第90号）に基づき、指名停止の措置を受けている者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ③ 新発田市暴力団排除条例（平成24年3月12日条例第2号）に規定する暴力団関係者に該当する者
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定により、風俗営業と規定される業種並びに類似の業種の者
- ⑤ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種の者
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の者
- ⑦ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に掲げる政治団体及びこれに類する者
- ⑧ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に掲げる宗教団体等の宗教性のある事業を行う者
- ⑨ ギャンブル（宝くじを除く。）に関与している者
- ⑩ 社会的に問題を起こしている者
- ⑪ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- ⑫ 各種法令に違反している者
- ⑬ 市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

10 ネーミングライツ・パートナーの募集方法等

（1）募集方法

市ホームページ等に掲載して公募又は提案の受付を行います。募集の際は市ホームページのほか、広報しばたへの掲載や報道機関への資料提供等、多様な媒体を活用して広く周知します。

ただし、現にネーミングライツ事業を実施している施設において、現ネーミングライツ・パートナーが次回の契約更新を希望し、市と新たな提案について合意に至った場合は、現ネーミングライツ・パートナーを優先交渉者と決定し、募集しない場合があります。

（2）募集要項

特定施設募集型、提案募集型とも、応募に必要な事項を記載した募集要項を作成します。

(3) 募集期間

- ① 特定施設募集型：原則として、30 日以上とします。
- ② 提案募集型：通年において、提案の受付を行います。

(4) 特定施設募集型ネーミングライツ事業への応募方法

以下の書類を作成・準備し、募集要項に定める期限までに、施設の所管課へ提出してください。

- ① ネーミングライツ・パートナー応募申請書（第 1 号様式）
- ② 添付書類

ア 企業又は事業の概要が分かるもの（会社概要、企業案内パンフレットなど）

イ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書

ウ 直近 3 か年の決算書及び事業報告書

エ 定款等の組織運営に関する事項がわかる書類

オ 納税を証明する書類

- ・新発田市税の未納がないことが分かる資料（証明書等）（新発田市内に事業所等を有する場合に限る。）
- ・法人税、消費税及び地方消費税を納税したことが分かる資料（証明書等）（直近 1 年分）

(5) 提案募集型ネーミングライツ事業への応募方法

ネーミングライツの付与を希望する施設について、対象施設かどうかの確認や名称条件等に関する協議が必要です。申請書類等の提出前に、施設の所管課又は財産管理課へ必ず相談を行ってください。なお、主な対象施設とその所管課の連絡先については、別紙「新発田市ネーミングライツ事業主な対象施設例」を確認してください。

事前相談の内容を確認し、市がネーミングライツを導入可能と判断した場合、(4)と同様の申請書類を提出してください。

なお、事前相談があった事業者等からの申請書類を受付した場合、市ホームページにおいて、申請があった事実とその施設名を公表します（※応募施設名以外の申込内容や応募者の名称は公開しません）。その後、公平性確保の観点から、他の事業者等からの申請を受け付ける期間を 2 週間程度設けます。

(6) 質問の受付等

- ・提案に当たり質問がある場合は、市ホームページにある「お問い合わせフォーム」に質問事項を記入し、送信してください。その際、他の問合せと区別するため、件名を「ネーミングライツに関する質問」としてください。質問受付後、おおむね 5 日以内に回答します。
- ・公平を期すため、質問とその回答は、原則、市ホームページで公開します。その際、質問者名は公表しません。
- ・審査に関する質問は一切受け付けません。

(7) 応募がなかった場合の取扱い

応募がなかった場合、募集の条件を見直した上で再度募集を実施するか、募集を取りやめます。

(8) その他

- ① 応募に要する費用は、応募者に負担いただきます。

- ② 必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ③ 提出書類等の返却は行いません。
- ④ 提出書類等は関係機関や外部の有識者に意見を聴取する目的で使用する場合があります。また、新発田市情報公開条例（平成10年新発田市条例第35号）に基づき開示する場合があります。
- ⑤ 応募申込後に辞退する場合は、「応募辞退届（第2号様式）」を提出してください。

1.1 選定方法（※特定施設募集型、提案募集型とも共通）

募集期間内に応募があった場合、施設の所管課において、提出のあった申請書及び添付書類に基づき、「新発田市ネーミングライツ・パートナー審査基準」（以下「審査基準」という。）に沿って総合的に審査し、優先交渉者を選定します。また、同時期に同一施設に対して複数の応募があった場合は、審査基準に基づき順位を付け、優先交渉者のほかに次点者も選定します。

なお、書面審査による選定が困難と判断される場合は、必要に応じて新発田市ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、優先交渉者及び次点者を選定します。

1.2 審査結果等の通知

選定結果は応募者に文書で通知します。

また、提案募集型において特定施設募集型に移行する旨の決定をした場合は、応募を受付した日から原則3か月以内に理由を付して文書で通知します。

1.3 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

（1）ネーミングライツ・パートナーの決定・公表

市は、優先交渉者と契約締結に向けた協議を行い、協議が整った場合は、当該事業者等をネーミングライツ・パートナーとして決定します。その際、ネーミングライツ・パートナーの名称、対象施設、その新名称（愛称）、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページ等に公表します。

なお、優先交渉者との協議が整わず、事業の履行が確実でないと市が判断した場合は、優先交渉者の決定を取り消すことがあります。その場合は次点順位の応募者と協議を行い、ネーミングライツ・パートナーを決定できるものとします。

（2）協定の締結

ネーミングライツ・パートナーの決定後、詳細を取り決め、ネーミングライツに関する協定を締結し、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

（3）契約終了時の交渉

ネーミングライツ・パートナーは、現契約と同条件以上の提案を行う場合、次回の契約について優先的に交渉できるものとします。

1.4 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツ・パートナー（応募者）の費用負担は、次のとおりとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー (応募者)
応募（提案）に要する経費、契約締結に係る費用		○
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示の変更 (施設看板や道路標識等)		○ ※ 1、2
契約期間終了後の原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物 や市ホームページの表示変更	○ ※ 3	

※ 1 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。

また、看板等の新規設置を行う場合は、設置の可否も含めて協議するものとします。

※ 2 敷地内外の看板表示の変更は、ネーミングライツ・パートナーが発注して施工してください。

ただし、道路看板については、道路管理者から発注・施工する必要があるため、対応について市と協議してください。この場合の費用は、ネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。

※ 3 表示変更の時期については、印刷物の残部数や切替時期等を考慮し、協議の上、決定するものとします。

※ 4 上記に定めのない費用が生じた場合は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し、負担割合等を決定するものとします。

1.5 契約の解除

契約期間中に契約を解除することはできません。ただし、ネーミングライツ・パートナーに次のいずれかの事実が生じ、当該施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合は、市は契約期間中であっても、ネーミングライツ・パートナーと協議を行った上で、契約の解除ができるものとします。その場合における原状回復に必要な費用については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

- ① 契約の締結及び履行に際し、不正行為を行ったとき。
- ② 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- ③ 契約に違反したとき。
- ④ 国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産するおそれがあり、そのことによりネーミングライツ料の支払をすることができないと認められるとき。
- ⑤ 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

1 6 ネーミングライツ料の還付等

「1 5 契約の解除」に基づく契約解除が行われた場合、市は、ネーミングライツ・パートナーが既に納付したネーミングライツ料を返還しないものとします。

なお、市の都合により契約を解除した場合のほか、市長が特に必要と認めた場合については、還付できるものとします。

1 7 施行時期

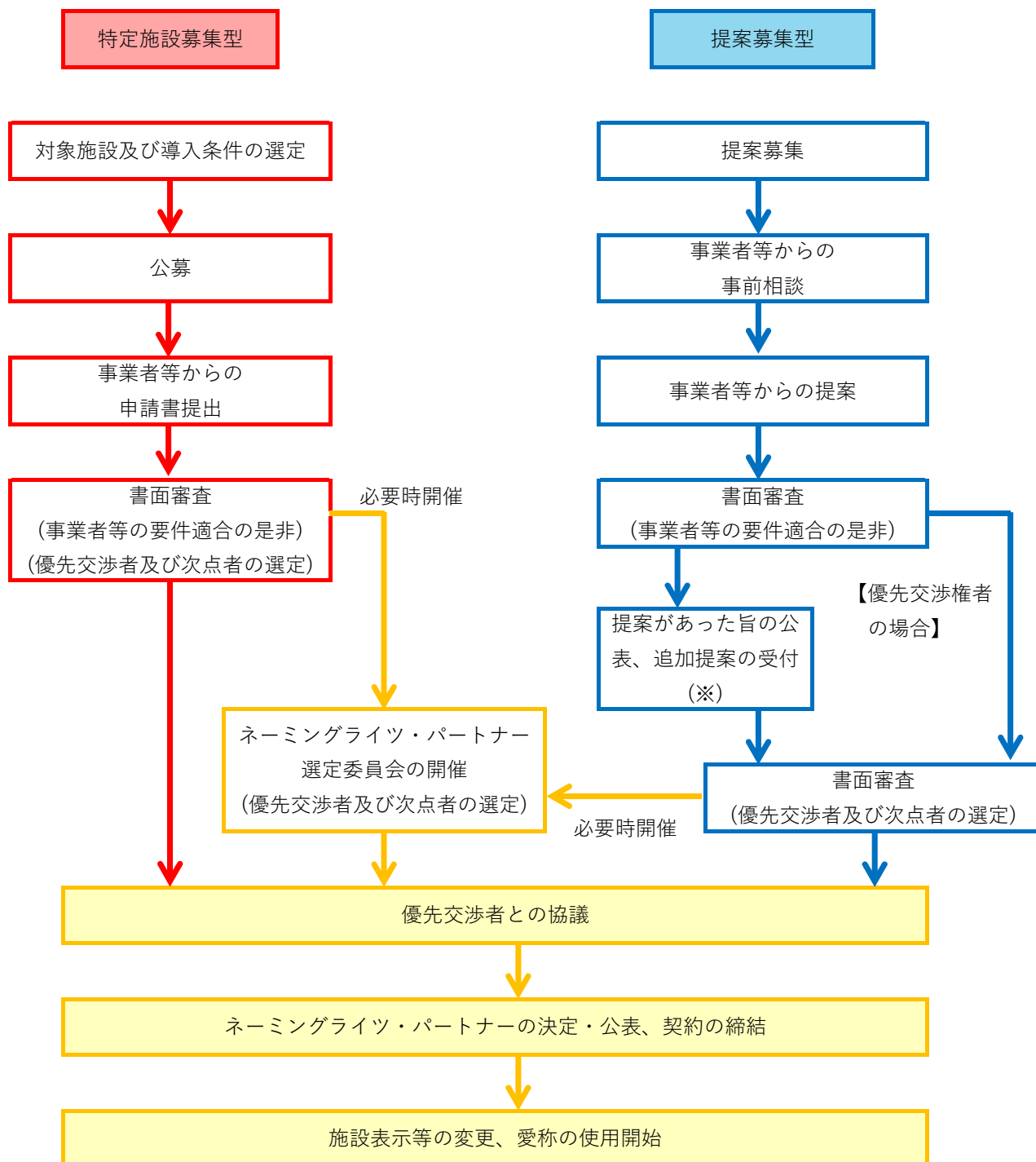
このガイドラインは、令和7年10月27日から施行します。

(別紙)

ネーミングライツ導入手続の流れ

特定施設募集型、提案募集型のいずれの場合も、一連の事務は施設の所管課が実施します。また、ネーミングライツ事業に関する統括業務は財産管理課が行います。

なお、提案募集型における審査の過程で、市が改めてネーミングライツ・パートナーの募集を行うことで複数の応募が見込まれると判断した場合は、手続の途中で特定施設募集型に移行する場合があります。



(※) 事前相談があった事業者等からの申請書類を受け付けした場合、市ホームページにおいて、申請があった事実とその施設名を公表します (※応募施設名以外の申込内容や応募者の名称は公開しません)。その後、公平性確保の観点から、他の事業者等からの申請を受け付ける期間を2週間程度設けます。